【造船・舶用工業分野】育成・キャリア形成プログラム

国土交通省

・留学から特定技能１号への移行
・育成就労を経ずに特定技能１号で入国　等

凡例
黄色　技能の修得・向上に資するもの
赤色　在留資格の移行に係る要件
青色　その他必要に応じて適宜受講・取得するもの
緑色　フォローアップや意欲向上策

《育成就労計画》　《１号特定技能外国人支援計画》

	来日	育成就労（１～３年目）	特定技能１号移行	特定技能１号（４～８年目）	特定技能２号移行	特定技能２号（９年目～）
キャリアステップの概要		１年目　２年目　３年目		４年目　５年目　６年目　７年目　８年目		９年目～
講習受講・資格取得		技能検定基礎級 溶接育成就労評価試験（初級） 技能検定３級 溶接育成就労評価試験（専門級）		技能検定１級 特定技能２号評価試験 安全・衛生教育 各業務区分に応じて必要な講習等を実施 その他業務上必要な作業に係る教育・訓練・講習		
日本語能力水準		A１相当以上		A２．２相当以上 B１相当以上		
マネジメント経験				監督者としての経験（2年以上）		職長補佐としての経験
その他（フォローアップや意欲向上策等）				技能修得状況や学習の理解度等に係る定期的なフォローアップ その他育成ツール・支援ツール 定期面談等の機会にキャリアアップに係る相談対応		

育成・キャリア形成のイメージ（造船・舶用工業分野）

国土交通省

在留資格	目指すレベル（求められる役割・作業）	必要な技能・知識・資格とそのための研修・講習			
		専門技能	日本語能力水準	マネジメント経験	その他経験等
育成就労	基礎的な技能を修得し、上長からの指示があれば現場で単独でも働けるようになる。特定技能１号への移行を目指す。	就労中の取組： 【1年目】 技能検定基礎級または溶接育成就労評価試験(初級) 【3年目】 技能検定3級または溶接育成就労評価試験(専門級)	就労開始までに必須： 日本語教育の参照枠A1相当以上又はそれに相当する日本語講習の受講 就労中の取組： 日本語教育の参照枠A2.2相当以上	ー	ー
特定技能１号	特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行する。特定技能2号への移行を目指す。	就労開始に必須： 技能検定3級、溶接育成就労評価試験(専門級)または特定技能1号評価試験 就労中の取組： 技能検定１級または特定技能2号評価試験	就労開始に必須： 日本語教育の参照枠A2.2相当以上 就労中の取組： 日本語教育の参照枠B1相当以上	班長としての就労経験(2年以上のOJT)	
特定技能２号	自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行し、又は、監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行する。	就労開始に必須： 技能検定１級または特定技能2号評価試験	就労開始に必須： 日本語教育の参照枠B1相当以上	職長補佐としての就労経験(OJT)	